

【アメリカ】 ニューヨーク州の銃規制に関する連邦最高裁 Bruen 事件判決

合衆国憲法修正第2条（1791年）の「武器（arms）を保持し携帯する人民の権利」については、2008年の連邦最高裁判所（以下「最高裁」）Heller事件判決（554 U.S. 570）が、同条は少なくとも、自宅内で自衛のために個人が銃器を所持する権利を保障していると判示した。同時に、この権利は無制限ではなく、同判決は、長年にわたり確立している禁止・規制に疑義を呈するものではないとした。2010年、最高裁はMcDonald事件判決（561 U.S. 742）において、同条の保障は連邦政府に対してのみならず、修正第14条を通し州政府にも及ぶとした。

2022年6月23日、最高裁はBruen事件判決（142 S. Ct. 2111）において、修正第2条は自宅外における銃器携帯の権利も保障していると判示し、また、同条に関する合憲性審査の枠組みを明らかにしている。Bruen事件では、ニューヨーク州の、自衛のため自宅外で拳銃を携帯するための許可証（ライセンス）制度が問題となった。同州の法律は、許可証取得のため申請者に正当な理由を示すことを課しており、これには判例により、自衛のための特別な必要性の存在が要求されてきた。判決は、まず、多くの下級審が採用してきた修正第2条に関する合憲性審査の枠組み（歴史分析、目的手段審査の2段階）を否定し、憲法条文と歴史に依拠することとした。そして、同条の文言は公共の場での銃器携帯を当然含んでおり、自衛のため自宅外で銃器を携帯する権利は同条で保障されているとした。その上で、銃器規制の歴史的伝統を詳細に分析し、ニューヨーク州の規制を正当化するような伝統の存在は特定・立証されていないとして、同州の規制を憲法違反であるとした。

なお、判決文（法廷意見）脚注及びカバノー（Brett M. Kavanaugh）判事同意意見において、一般的な自衛願望で足りるとする大半の州（43州）の許可証制度（経歴調査、講習等は課す。）について今回の判決が違憲を示唆したと解釈されてはならない旨が確認されている。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ https://www.supremecourt.gov/opinions/21pdf/20-843_7j80.pdf

【アメリカ】 学校給食の無償化

新型コロナウイルス感染症禍を受けてアメリカでは、低所得世帯の生徒に無償又は減額での給食（朝食・昼食）を提供する連邦農務省による学校給食プログラムの諸規定に一時的な免除（waiver）が与えられた。所得制限なく全ての生徒を対象として無償となり、また学校閉鎖等に対応した持ち帰り型給食、供給網の混乱を理由とした栄養要件の不遵守等が認められた（Families First Coronavirus Response Act, P.L. 116-127, March 18, 2020）。2022年、夏季休暇期間中の給食プログラム終了後、秋の新学期には、所得制限に基づく、無償又は減額でのプログラムに戻るようになった。幾つかの規定の一時免除は継続する（Keep Kids Fed Act of 2022, P.L. 117-158, June 25, 2022）。

一方、2021年法律制定のカリフォルニア州（AB130）、メイン州（HP156）、同2022年のバーモント州（S100）では2022年秋以降も所得制限のない、無償の学校給食が継続されることになった。カリフォルニア州の法律の主な内容は以下のとおりである。学区は、2022-2023学年度から、所得制限なく、学校のある日に希望する生徒に2食を無償で提供する。州教育局は、連邦プログラムに従う給食を提供する学区に対し、連邦から償還されない費用全てを償還する（Cal. Ed. Code 49501.5）。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202120220AB130

【アメリカ】「リース法」の制定—ボタン型電池の誤飲事故の防止—

ボタン型電池の誤飲に関連する事故から子供等を保護するため、消費者製品安全委員会 (Consumer Product Safety Commission: CPSC. 以下「委員会」) に、ボタン型電池に関する「製品安全基準」の策定等を義務付ける法律「リース法」(Reese's Law: P.L.117-171.) が連邦議会上下両院で可決され、2022年8月16日、大統領審署を受けて制定された(全6か条)。

委員会は、この法律の制定日から1年以内に、ボタン型電池及びそれを内蔵する製品の安全基準を策定し公表するものとし、それには次の項目が含まれる。①合理的に予測し得る使用・誤用により6歳以下の子供がボタン型電池を飲み込み負傷する危険性を排除・低減させるよう、製品の電池取付け部を固定する(secured)ことを課す性能基準(第2条(a)(1))、②ボタン型電池及びそれを内蔵する製品のパッケージ、説明書等の付属資料及び可能である場合には製品本体に貼られる警告ラベルに関する要件(第2条(a)(2))、具体的にはボタン型電池について①誤飲の危険性明示(第2条(b)(1))、②保管場所及び誤飲時の受診に関する指示(第2条(b)(2))。

また、流通するボタン型電池のパッケージは、本法制定から180日以内に、チャイルド・レジスタント包装に関する連邦規則(16 CFR 1700.15)の定める要件に従わなければならない(第3条)。

既存の連邦規則(16 CFR 1250)に適合する玩具に、本法による新しい基準は適用されない。また、米国規格協会の要件(ANSI C18.3M)を満たすボタン型電池にはチャイルド・レジスタント包装に関する規則は適用されない(第4条)。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ171/PLAW-117publ171.pdf>

・ <https://www.congress.gov/congressional-report/117th-congress/house-report/440/1>

【アメリカ】連邦議会下院の議員事務所スタッフ等に対する団結権、団体交渉権の付与

アメリカの立法府スタッフの労働権は、1995年に制定された連邦議会説明責任法（Congressional Accountability Act of 1995, P.L.104-1. 以下「1995年法」又は「同法」）第220条（2 U.S.C. § 1351）の規定において、合衆国法典第5編第71章（労使関係）に定める連邦政府職員の団結権、団体交渉権等の労働権を準用する形で定められている（5 U.S.C. §§ 7102, 7106, 7111-7117, 7119-7122, 7131）。この規定は、議員事務所スタッフ、委員会スタッフ、指導部スタッフ等の連邦議会上下各院のスタッフ（各院の資金から給与を支払われるスタッフに限る。）及び他の組織（議会予算局、議会技術評価局等）のスタッフに適用される。

ただし、同法第220条e項は、議員事務所スタッフ等に対するこの規定の適用のための追加の条件として、連邦議会職場権利局（Office of Congressional Workplace Rights: OCWR）が、次の①②の定めに従い、団結権等の付与の対象となるスタッフが所属する議員事務所等を特定する規則を作成することを求めている（同法第220条(e)(1), 2 U.S.C. § 1351(e)(1)）。

①OCWRは、スタッフが所属する各院の議員事務所等又は他の組織を特定する規則案を作成し、連邦議会議事録（congressional record）に掲載し、30日以上の期間コメントを募集する。OCWRは寄せられたコメントを考慮した上で採択した規則を下院議長及び上院議長代行に送付し、これが議事録に掲載される（同法第304条(a), (b), 2 U.S.C. § 1384(a), (b))、②a. 上院議員事務所等に関する①の規則は上院又は両院（Congress）が、b. 下院議員事務所等に関する①の規則は下院又は両院が、c. 他の組織に関する①の規則は両院が、これを承認する決議を採択し、OCWRは承認された当該規則を下院議長及び上院議長代行に送付し、議事録に掲載される（同法第304条(c), (d), 2 U.S.C. § 1384(c), (d)）。これに従い、①が完了し、1996年の規則が同年9月4日の議事録に掲載されたが、②が行われないうまま、20年を超える歳月が経過した。

この問題をめぐり、OCWR理事会は、下院管理委員会からの質問に回答する2022年2月22日付けの電子メールにおいて、OCWRの1996年の規則に現在も変更の必要はないとする見解を示した。これを受け、連邦議会第117議会（2021～22年）に、1996年の規則を承認するための下院決議第1096号（H.Res.1096）が提出され、②の手続が開始された。

2022年5月10日、下院決議第1097号（H.Res.1097）が採択され、その第13条の規定に従い、下院決議第1096号も採択されたものとされた。OCWRは下院決議第1096号が承認した上下各院の議員事務所等を特定する規則から、下院の議員事務所等のみを抽出した規則を下院議長及び上院議長代行に送付し、これが両院の議事録に掲載された（168 Cong. Rec. H5006 (daily ed. May 16, 2022), 168 Cong. Rec. S2517 (daily ed. May 16, 2022)）。当該規則は、議事録への掲載日から60日後（2022年7月15日）に効力を生じ、下院の議員事務所スタッフ等に、1995年法第220条が適用され、団結権等が付与されることとなった。下院が単独の決議により決めることができるのは下院に関する事項のみであるため、今回の決議は上院の議員事務所スタッフ等及び他の組織のスタッフには適用されない。他方、立法府スタッフには、早くから団結権等を付与されてきた者もある。（議事堂警察の一部（1996年～）、会計検査院（GAO 1982年～））

このほか、下院スタッフの待遇改善については、2022年5月6日に、下院議長が、従前から存在する法律の規定に基づく議長としての権限に従い（2 U.S.C. § 4532）、初めて、下院議員事務所スタッフ等の年収の最低額を4万5000ドル（約617万円）と定めることを公表し、この実施期限を同年9月1日と定めた。

海外立法情報課・中川 かおり

- <https://www.congress.gov/117/bills/hres1096/BILLS-117hres1096eh.pdf>
- <https://www.congress.gov/117/bills/hres1097/BILLS-117hres1097eh.pdf>

【EU】ユーロジャストの権限を強化する規則—戦争犯罪証拠の保管・共有—

ユーロジャスト（European Union Agency for Criminal Justice Cooperation: Eurojust）は、2002年に設立された、加盟国司法当局間の捜査・訴追に関する協力等を支援するEUの一機関であり、ユーロジャストに関する規則（Regulation (EU) 2018/1727）を根拠法としている。2022年2月以降、ロシアがウクライナで行った戦争犯罪に対する責任を追及するために、戦争犯罪の証拠を国外の安全な場所で保管し、加盟国や国際司法当局による捜査・訴追を支援することの重要性が認識されたことを踏まえ、同年5月30日、根拠法を改正し、ユーロジャストの権限を強化する規則（Regulation (EU) 2022/838. 全2か条）が制定され、同年6月1日に施行された。

同規則の制定により、ユーロジャストの任務に、加盟国の行動を支援するために、①戦争犯罪等に関する証拠（衛星画像、録音データ、指紋等）を分析し、保管すること、②加盟国当局及び国際司法当局（特に国際刑事裁判所）と当該証拠の共有を可能にすることが追加された。あわせて、上述の任務遂行のために当該証拠の管理システムを新たに構築する権限がユーロジャストに与えられた。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2022/838/oj>

【EU】第8次環境行動計画の策定

EU 運営条約第192条第3項は、欧州議会及びEU理事会に、環境政策に関する優先目標を定める行動計画の採択を義務付けており、これに基づき、EUでは数年おきに環境行動計画が策定されている。2022年4月6日、2030年までの優先目標を定めた第8次環境行動計画を策定する決定（Decision (EU) 2022/591. 全7か条）が制定され、同年5月2日に施行された。

優先目標は、次の6つから成る（第2条）。①欧州気候法（Regulation (EU) 2021/1119）の温室効果ガス純排出量削減目標（2030年までに1990年比55%減）を達成するために、迅速かつ予測可能な排出削減を行い、森林等の自然の吸収源（natural sinks）による除去を強化すること、②生態系アプローチ（生物多様性に配慮し、自然を基盤とする解決策）等により気候変動への適応能力を強化すること及び防災対策を継続的に改善すること、③資源の効率的・持続的利用や廃棄物階層（防止、再使用のための準備、再利用、エネルギー回収、廃棄の5段階）の適用等により、環境に対して無害な循環型経済への移行を加速させること、④大気・水・土壌等に有害化学物質のない環境を実現するため、汚染ゼロを追求すること及び環境に関連する危険と悪影響から人・動物・生態系の健康・福祉を守ること、⑤砂漠化・土壌劣化対策等により生物多様性を保護、保全及び回復すること、⑥環境面の持続可能性を推進すること及び特にエネルギー、産業、国際貿易等の分野におけるEUの生産と消費に伴い生じる環境と気候の負荷を削減すること。なお、欧州委員会は、2024年3月31日までに優先目標の達成状況について中間評価を実施し（第5条）、2029年3月31日までに、第8次環境行動計画の評価を実施し、同年12月31日までに欧州議会及びEU理事会に報告書を提出するとともに、第9次環境行動計画の法案を提出する義務を負う（第6条）。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/dec/2022/591/oj>

【イギリス】2022年文化財（差押えからの保護）法

2022年4月28日、2007年審判所、裁判所及び法執行法（Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007 c.15）第6部（貸出し中の文化財の保護）第134条及び第137条を改正する2022年文化財（差押えからの保護）法（Cultural Objects (Protection from Seizure) Act 2022 c.24）が制定され、その2か月後（6月28日）に施行された。同法は、全2か条から成り、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される。

美術館等は、展覧会開催のために美術品等の国際的な貸借を行っているが、美術品等の所有権を主張する第三者が、海外での展覧会を契機として、展覧会開催国の裁判所に対し、当該美術品等の差押えの仮処分を求める請求を行うことがある。このような状況に対する貸出し機関の懸念を軽減するため、2007年審判所、裁判所及び法執行法は、英国の美術館・ギャラリーが展覧会等のために海外から借り受けた美術品等は、所定の要件を満たす場合に12か月間、差押え等から保護されると規定していた。

2020年に国際輸送の混乱により、12か月以内に美術品等の返却が行えない事態が生じたため、2022年文化財（差押えからの保護）法により、当該保護期間を最長3か月間延長可能（複数回延長可能）とした。対象となる美術品等は、イングランド又はスコットランドの美術館・ギャラリーにおける展示等を目的として英国内にあるものとする。美術品等を借り受けている機関からの申請に基づき、美術品等の所在地や機関に応じて、デジタル・文化・メディア・スポーツ担当国務大臣及びスコットランドの大臣が、保護期間の延長の権限を行使することができる。

海外立法情報調査室・上綱 秀治

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/24/contents/enacted>
- https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/24/pdfs/ukpgaen_20220024_en.pdf
- https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000546_po_0646.pdf?contentNo=1

【フランス】 COVID-19 に対処するための公衆衛生上の緊急事態及び管理制度の廃止

フランスは、①公衆衛生法典に定められる「公衆衛生上の緊急事態 (état d'urgence sanitaire)」及び②2021年5月31日の法律第2021-689号に定められる COVID-19 の流行収束に向けた管理制度 (衛生パス・ワクチンパス、夜間外出禁止令の発出等) により COVID-19 の流行に対処してきたが、最近の感染状況から、これらの制度の継続は必須ではないと考えられるようになってきた。一方、今後の COVID-19 の感染再拡大に迅速に対応するため、公衆衛生上の警戒態勢を継続すべきであるとも考えられていた。2022年7月30日、こうした状況に対応するため、「COVID-19 による感染症と闘うために創設された特別制度を終了する法律第2022-1089号」(全5か条) が制定され、一部を除いて同年8月1日に施行された。主な内容は次のとおりである。

第1条は、公衆衛生法典及び法律第2021-689号を改正し、上記①及び②を廃止する。第2条は、それまで2022年7月31日までとされていた COVID-19 の感染流行に対処するための2つの公的情報システムの運用期間を延長する。具体的には、感染者及び濃厚接触者の情報を登録・管理するシステム (Contact-Covid) は2023年1月31日まで、国内の COVID-19 に関する検査結果を登録・管理する検査情報システム (Système d'informations de DEPistage: SI-DEP) は同年6月30日まで、それぞれ延長する。第3条は、2022年8月1日から2023年1月31日までの間、①COVID-19 の新たな変異株が出現し、又は流行している国又は海外領土からフランス本国への渡航者及び輸送サービス従事者、②フランス本国から医療崩壊の可能性のある海外領土の自治体への渡航者及び輸送サービス従事者に、PCR 検査又は抗原検査の結果が陰性であることの提示を義務付けることができることを定める。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000046114630>

【ドイツ】妊娠中絶の宣伝を罰する刑法典の規定の削除

ドイツの刑法典第 219a 条第 1 項は、集会において、又は文書の配布により、自らの財産上の利益のために、又は極めて不快な方法で、①妊娠中絶の実施若しくは促進のためのサービス、若しくは、②妊娠中絶のための用具等について、公に、その提供を申し出、予告し、若しくは勧めた者又はこのような内容の説明を公表した者を 2 年以下の自由刑又は罰金刑に処していた。

第 219a 条第 2 項以下では、どの医師、病院又は施設で合法的な妊娠中絶が可能であるかについて医師等に情報を提供する場合などの適用除外の規定があった。2019 年には、医師、病院若しくは施設が自ら合法的な妊娠中絶を行っていることについて情報を提供する場合又は所管の連邦官庁・州官庁等が妊娠中絶に関する情報提供を行う場合の適用除外に関する規定(第 4 項)を追加する改正も行われていた。

上記のような例外が設けられてはいるものの、連立与党の会派(社会民主党、同盟 90/緑の党及び自由民主党)としては、医師等が自ら実施する合法的な妊娠中絶に関して、ウェブサイト等で事実即ち情報提供を行う場合であっても罰せられるおそれがあり、支援を必要としている女性に対し十分な情報を提供する観点から、なおも問題が存在するとの認識を持っていた。このため、連邦政府は、2022 年 5 月 2 日、刑法典第 219a 条を削除する法律案を提出した。同法律案は、同年 6 月 24 日の連邦議会の本会議において、連立与党の会派に加え、左派党の賛成を得て可決された。反対した会派は、キリスト教民主/社会同盟及びドイツのための選択肢であった。連邦参議院は、同法律案に異議を申し立てず、同年 7 月 11 日に改正法が公布された。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://dserver.bundestag.de/btd/20/016/2001635.pdf>

・ https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&start=/**%5b@attr_id=%27bgbl122s1082.pdf%27%5d#_bgbl_%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl122s1082.pdf%27%5D_1661833050365

【ドイツ】アフガニスタンからの軍の撤収を検証する委員会の設置

2022 年 7 月 8 日、ドイツ連邦議会は、アフガニスタンからの軍の撤収及びアフガニスタンへの派兵を検証するために、2 つの委員会を設置することを決定した。

1 つは、アフガニスタンからの軍の撤収を検証する調査委員会(Untersuchungsausschuss)であり、2020 年 2 月 29 日の米国政府とタリバンとの間で結ばれたいわゆるドーハ合意から 2021 年 9 月 30 日にかけての連邦国防軍の撤収の実態を解明することが目的とされている。特に、タリバンによる首都制圧に際し、撤収作業が一部混乱し、現地の多くの協力者を取り残した問題の解明とその原因の究明が中心のテーマとなる。この調査委員会は、現議会期内(解散がなければ 2025 年秋まで)での活動を予定している。

もう 1 つの委員会は、20 年に及ぶアフガニスタンへの軍事・非軍事両面での関与を総括し、現在及び今後の国際協力の在り方を検討する調査会(Enquete-Kommission)である。この調査会は、「将来のネットワーク化されたドイツの関与のためのアフガニスタンからの教訓」調査会と名付けられ、遅くとも 2024 年の夏の休会前までには検討結果を報告するものとされている。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2022/kw27-pa-einsetzung-ua-903092>

・ <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2022/kw27-de-enquete-afghanistan-900510>

・ „Warum die Regierung so versagt hat,” *Süddeutsche Zeitung*, 2022.7.8,

【ドイツ・イタリア】独伊間の戦後補償問題

ドイツ国防軍及びナチス親衛隊 (SS) は、第二次世界大戦の末期に、北部イタリアにおいて、現地住民を殺害するなどの戦争犯罪を行った。2008年にイタリア破毀院 (最高裁判所) は、その犠牲者の家族の訴えに基づき、ドイツによる個別の補償の支払を認める判決を下した。ドイツ政府は、この判決に基づく補償の支払を拒否し、国際司法裁判所に提訴した。2012年、国際司法裁判所は、その判決において、イタリアの裁判所がドイツの主権免除を侵害したとし、ドイツには個別の補償義務がなく、イタリアの裁判所の判決は無効であることを認めた。

しかし、2014年、イタリアの憲法裁判所は、主権免除の原則は、戦争犯罪又は人道に対する罪には適用されないとし、これをもってイタリアの裁判権を否定することは違憲であるとする判決を下した。ローマの控訴裁判所もこの判断に従い、個人による補償請求を認め、ローマのゲーテ・インスティトゥート等の財産の差押えを認める判決を下した。これに対し、2022年4月末、ドイツ政府は、国際司法裁判所への再度の提訴を決定した。こうした事態を受け、イタリア政府は、4月30日に、経済財政省の下にドイツ第三帝国の被害者のための基金を設置する規定 (第43条) を含む緊急命令 (2022年4月30日暫定措置令第36号) を制定した (その後、国会の承認を得て2022年6月29日法律第79号に転換)。この基金の規模は、5540万ユーロ (約77億4000万円) とされる。これに対し、ドイツ政府は、現在のところ (2022年8月) 国際司法裁判所への提訴を取り下げている。

なお、1963年に発効したドイツ・イタリア間の協定に基づき、ナチス体制の犠牲者への補償として、国家間では、既に4000万マルクがイタリア政府に支払われている。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://www.lto.de/recht/nachrichten/n/igh-deutschland-verklagt-italien-immunitaet-staaten-zivilklagen-ns-opfer-entschaedigung-zweiter-weltkrieg/>
- <https://www.icj-cij.org/en/case/143>
- 江原勝行「イタリアにおける慣習国際法規範の遵守義務と合憲性審査—国家主権の制限に関する「対抗限界」論の新たな地平—」『Artes liberales』96号, 2015.6, pp.55-80.
- *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 1ª Serie Generale, Anno 163°, numero 150, 2022.6.29.

【スイス】臓器移植の推定同意方式導入

スイスでは、臓器移植のために故人から臓器を摘出する場合、ドナーとなる故人は、存命中に臓器提供に同意の意思を表示していた者でなければならなかった。しかし、本人の意思が不明の場合、その近親者が摘出の可否を判断するが、反対するケースが多いとされる。

2019年3月22日、臓器移植の制度への推定同意方式の導入を求める国民発議が提出された。国民発議の採決は国民投票により行われることから（スイス連邦憲法第139条第5項）、連邦議会は、連邦参事会（内閣）が作成した間接対案（国民発議の有効性を議会が確認し、国民投票に付す際に、連邦議会在作成し、添付する法律・命令案）を添付して同発議を国民投票に付した。2022年5月15日に行われた投票で、投票者の60.2%が賛成票を投じ、間接対案を基に「臓器、組織及び細胞の移植に関する連邦法」が成立した。同法は「臓器移植に関する2004年10月8日の法律」（以下「2004年法」）を改正するものであり、改正後の規定は、関連法令の制定後、早ければ2024年に施行される。

改正後の規定では、ドナーの要件が変更された。すなわち、死後の臓器の摘出を拒否する意思を明確に表示しない者は原則としてドナーとみなされ、死後に臓器を摘出される対象者となる。ただし、故人が存命中に摘出についての意思表示をしていない場合には、当該故人が摘出を拒否する意思を持っていたかどうかを近親者に確認しなければならない。近親者は、故人の拒否の意思を知っている、又は推測できる場合、摘出を拒否することができるが、そうでない場合には、故人は臓器を摘出される対象者となり得る。いかなる近親者とも連絡を取れない場合、摘出は認められない（2004年法第8条、第8c条）。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.admin.ch/gov/fr/accueil/documentation/votations/20220515/modification-de-la-loi-sur-la-transplantation.html>

・ <https://www.bk.admin.ch/ch/f/pore/va/20220515/can656.html>

【チェコ】武装して自衛する権利に関する憲法改正

2017年10月に、チェコ政府は、2015年のパリにおけるテロ事件を受けて2017年に改正された欧州連合の銃器規制に関する指令(Directive(EU)2017/853. 本誌 No.272-1, 2017.7, p.29 参照。)の無効の確認を求める訴訟を欧州連合司法裁判所に提起した。

チェコは、欧州連合加盟国の中でも比較的銃規制が緩やかであり、国内に約30万人の銃所有者が存在すると言われる。こうした背景から、国民の中からも欧州連合の銃規制に反発する動きがあり、武器をもって生命を保護する権利の憲法上の保障を求める請願が提起され、10万人以上の署名が集められた。この請願を受け、2019年秋から上院において憲法改正案が審議され、上院は、武器をもって自衛する権利を明記する憲法改正案を決定し、2020年6月16日にこれを下院に提出した。なお、この間の2019年12月に、欧州連合司法裁判所は、チェコ政府の主張を退ける判決を下した。

改正案の具体的な内容は、チェコの憲法の一部を構成する「基本的な権利及び自由の憲章」第6条に、「自ら又は他の者の生命を武器を用いてでも防衛する権利は、法律が定める条件に従い、保障される。」という第5項を追加するものであった。

この改正案は、2021年6月18日に下院で、7月21日に上院で可決され、成立した(憲法改正には、いずれの議院も出席議員の5分の3以上の賛成が必要とされる。)。この「基本的な権利及び自由の憲章」の改正規定は、同年8月10日に公布され、10月1日に施行された。

この改正の賛成派は、将来の国内法による銃規制の改悪を阻止し、欧州連合の銃規制強化に対抗する手段となると主張している。一方、反対派は、改正された憲法規定においても、権利の保障は法律の条件の下に置かれており、憲法規定の存在が自動的に欧州連合法に対する優越につながるわけではないとし、新规定の有効性に疑問を呈した上で、銃に対する社会の許容度を高める悪影響を懸念している。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://ligalibe.cz/ke-stazeni/nova-petice/>
- <https://www.senat.cz/xqw/xervlet/pssenat/htmlhled?action=doc&value=92857>
- <https://www.psp.cz/sqw/historie.sqw?o=8&t=895>
- <https://constitutionnet.org/news/right-self-defence-weapon-czech-republic-unloaded-gun>

【ロシア】国家機関・地方自治体の SNS への公式アカウント設置義務化

2022年7月14日連邦法律第270号「連邦法律第8号「国家機関及び地方権力機関の活動に関する情報へのアクセスの保証に関する法律」の改正及び連邦法律第262号「ロシア連邦の裁判所の活動に関する情報へのアクセスの保証に関する法律」第10条の改正に関する法律」が、同年12月1日から施行される。同法は、国家機関（大統領によって指揮される連邦権力執行機関を除く。）、地方自治体及び裁判所などに対して、SNS上に自身の公式アカウントを作成する義務を課す。大統領によって指揮される連邦権力執行機関は、公式アカウントを作成する権利を有するが、作成の義務はない（連邦法律第8号第10条に第1-1項を追加、連邦法律第262号第10条を改正）。国家機関及び地方自治体は、自身の公式SNSに情報を掲載し、SNSの利用者とコミュニケーションを行う。また、公式アカウントは、連邦国家情報システム「国家・地方自治体サービス統一ポータル」と連携する（連邦法律第8号第10条に第1-2項を追加）。改正について、下院の情報政策・情報通信技術委員会のアレクサンドル・ヒンシュテイン（Александр Хинштейн）委員長は、人々が当局に最大限アクセスできるようにするための措置であると説明している。なお、ロシア政府は同年9月2日に、改正法を根拠として、国家機関などはロシアのSNS「フ・コンタクテ（ВКонтакте）」と「アドノクラスニキ（Одноклассники）」を使用するよう命令を発した。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <https://rg.ru/documents/2022/07/19/document-soceti.html>
- ・ <https://rg.ru/2022/07/18/organy-vlasti-zavedut-stranicy-v-socsetiah.html>
- ・ http://government.ru/dep_news/46448/

【ロシア】刑法及び刑事訴訟法の改正

2022年7月14日連邦法律第260号「ロシア連邦刑法及びロシア連邦刑事訴訟法の改正に関する法律」が同日に制定・施行された。第1条第5項及び第6項（下記③及び④）は2023年1月1日に施行される。改正により、次の行為に新たに罰則が導入された。①ロシアの国益に反する目的で外国領内で行われている武力紛争等への参加（刑法第208条を改正）。②インターネットなどの情報通信網の機能の安定・セキュリティ・一体性の脅威に対して対抗する技術手段（ロシア領内で流布が禁止された情報へのアクセスを制限する装置）の設置等を定める規則の違反（刑法に第274-2条を追加）。③「敵対者（ロシア軍と直接対立する武力紛争等に参加する者）への転向」を国家反逆罪の要件として追加（刑法第275条を改正）。④ロシアの安全保障に反する活動を支援するために外国及びその代表者と秘密裏に友好関係を築くこと（刑法に第275-1条を追加）。⑤武力紛争などに従事する軍などに反対するために利用され得る情報を「敵対者」に漏えいする目的で移転、収集、略取又は保存すること（刑法第276条を改正）。⑥ロシアの安全保障に反する活動の実施又は安全保障に関わる公務員の権限行使の妨害を公の場で呼びかけること（刑法に第280-4条を追加）。⑦過激派等の象徴・記号などの宣伝や公の場での示威行為等（刑法に第282-4条を追加）。⑧国家機密を含む記憶媒体の国外持ち出しなど国家機密保護のための規定の違反（刑法に第283-2条を追加）。また、傭兵（ようへい）の募集・訓練・支援・武力紛争等での使役などが厳罰化された（刑法第359条を改正）。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202207140023>
- ・ <https://www.bbc.com/russian/news-62057352>

【韓国】行政安全部への警察局の新設

韓国の警察組織においては、行政安全部（部は日本の省に相当）の外局として警察庁が置かれ、警察庁は中央行政機関の一つである。この警察庁に対する指揮のため、2022年8月2日、「行政安全部及びその所属機関職制」が改正、施行され（大統領令第32836号）、行政安全部内に警察局が新設された（第4条）。警察局長は、①行政安全部長官の警察庁長に対する指揮・監督に関する事項、②国家警察委員会（行政安全部に置かれる委員会で、国家警察事務に関する人事、予算、装備、通信等に関する主要政策及び警察業務の発展に関する事項等を審議・議決する。）委員の任命推薦及び警察庁長の任命推薦に関する事項、③国家警察委員会案件附議及び審議・議決事項に対する再議要求、④総警（警察公務員の11階級のうち上から5番目で、警察署長、市・道警察庁の課長級）以上の警察公務員の任用推薦等に関する事項、⑤市・道自治警察委員会の議決に対する再議要求及び市・道警察庁長の任用推薦に関する事項、⑥その他の法令による警察行政及び自治警察事務（警察の任務のうち、管轄地域の生活安全、交通、警備、捜査等に関する事務）の支援に関する事項を分掌する（第13条の2第2項）。警察局長は、治安監（警察公務員の階級のうち上から3番目の階級）が務める（第13条の2第1項）。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244031#0000>

【韓国】油類に対する個別消費税及び交通・エネルギー・環境税の税率調整

2022年8月12日、「個別消費税法」一部改正法（法律第18973号）及び「交通・エネルギー・環境税法」一部改正法（法律第18974号）が公布、同日施行され、2024年末まで、規定の油類に対する個別消費税及び交通・エネルギー・環境税の弾力税率（法定の基本税率を政府が弾力的に変更できる税率）調整の限度が拡大された。

個別消費税に関しては、灯油、重油及びこれらに類似する代替油類、石油ガスのうちプロパン及びブタン、天然ガス等に対する税率について、景気の調節、価格安定、需給の調整に必要な場合等に、その税率の100分の30（2024年12月31日までは100分の50）以内で、大統領令によって調整することができる（個別消費税法第1条第2項、第7項）。

また、交通・エネルギー・環境税に関しては、揮発油、軽油及びこれらに類似する代替油類に対する税率について、交通施設の拡充及び公共交通の育成事業、エネルギー及び資源関連事業、環境の保全・改善事業等の事業に必要な財源の調達、当該物品の需給上必要な場合等には、その税率の100分の30（2024年12月31日までは100分の50）以内で、大統領令によって調整することができることとなった（交通・エネルギー・環境税法第2条第1項、第3項）。

これら2法は、ロシアのウクライナ侵攻等による原油価格の上昇等の状況を踏まえ、国民の油類費用の経済的負担の緩和、物価の安定を目的として、改正された。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244265#0000>

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244267#0000>

【中国】全国人民代表大会常務委員会議事規則の改正

中国憲法第 67 条に基づき立法権等を行使する全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会の組織、運営等を規定する議事規則は、1987 年に法律として制定され、2009 年に一部改正されている（全 7 章 36 か条）。2017 年の中国共産党第 19 期党大会報告に、人民代表大会の制度・規則の整備が言及され、2021 年 3 月の全人代会議で、全人代組織法及び議事規則が改正された（本誌 No.287-2, 2021.5, p.42 参照）。さらに、2022 年 3 月の同会議では、地方各級の人民代表大会及び人民政府組織法が改正された（本誌 No.292-2, 2022.8, p.42 参照）。これらの改正内容を踏まえ、同年 6 月 24 日の全人代常務委員会会議において、全人代常務委員会の議事規則を一部改正する決定（中華人民共和国主席令第 117 号）が公布され、同月 25 日から施行された。

改正議事規則は全 8 章 52 か条から成る。第 1 章（総則）では、党の指導（第 2 条）、全過程の人民民主（第 3 条）を堅持し、議事の質・能率を向上させる（第 5 条）等の内容が追加された。第 2 章（会議の開催）では、常務委員会会議の出席者には香港・マカオの基本法委員会主任・副主任等が含まれること（第 10 条）、同会議は公開で行うが、必要に応じ議事日程を公開しないことができ（第 16 条）、資料の電子化、テレビ会議等によって出席者の職務遂行に奉仕すること（第 17 条）等の内容が追加された。第 3 章（議案の提出・審議）では、香港・マカオに適用される中国の法律（国旗法、国歌法等）を列挙した両特別行政区基本法の附属文書 3 を変更する際に必要な手続（第 27 条）等が追加された。第 4 章（報告の聴取・審議）では、常務委員会の全体会議で聴取する内容が詳細化され（第 33 条）、常務委員会メンバーが報告で示した意見は、関係機関で検討され、その検討状況は、常務委員会に報告されること（第 35 条）等が追加された。第 5 章（質問）では、特定議題質問（重要議題について国务院等機関の責任者を招集し、出席者が質疑を行う制度）（第 37 条）等の規定が追加された。また、法律の公布手続・媒体に関する第 7 章（公布）（第 49 条～第 51 条）が追加された。

海外立法情報課・湯野 基生

- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202206/cda90c9bfd7e4ce3be50ca6e688f83a4.shtml>
- ・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4MjkxOTc3NzAxODI5ZjNiMjRmMzAwZDc%3D>

【オーストラリア】ヘリコプターペアレントの学校等への立入りを禁止する法律(ビクトリア州)

2021年6月28日、ビクトリア州(以下「VIC」)議会で、子供に過保護・過干渉な親(ヘリコプターが頭上でホバリングしながら子供を監視する様子に例え、「ヘリコプターペアレント」と呼ばれる。)の攻撃的・暴力的な言動から学校教職員を守るための法律(2021年教育・訓練改革改正(学校コミュニティの保護)法)が成立し、2022年6月28日施行された。同法は、2006年教育・訓練改革法に、「第2.1A章:学校コミュニティの保護」(第2.1A.1条~第2.1A.44条。44か条)を追加し、二つの新しい命令(「緊急的學校コミュニティ安全命令」(以下「緊急命令」)及び「継続的學校コミュニティ安全命令」(以下「継続命令」))を導入するものである。

緊急命令とは、校長、VIC教育・訓練省次官(州立学校の場合)、私立学校の経営責任者等(以下「校長等」)が、①学校の敷地や敷地の境界から25m以内の場所(以下「敷地等」)において、他人に対し、容認できない、差し迫った危害をもたらす危険性のある人物や、②学校又は学校活動に重大な混乱を引き起こすような、容認できない、差し迫った危害をもたらす危険性のある人物等に対し、敷地等への立入りや滞在を禁止するものである。緊急命令は、口頭又は書面による通知によって行われ、有効期間は、最長14日間である。

継続命令は、敷地等にいる人に容認できない危害をもたらす危険性のある人物に加え、敷地等で当該学校に在籍する生徒、その親、教職員に対し、乱暴かつ攻撃的・脅迫的行動をとる人物や、教職員への迷惑行為(接近、電話、メッセージの送信、教職員の情報をインターネット等で公開すること等)を行う人物に対し、校長等が、敷地等への立入り、教職員から25m以内への接近、電話等による教職員への連絡等を禁止するものである。継続命令は、書面による通知によってのみ行われ、有効期間は、最長12か月である。校長等は、緊急命令が出されている人物に継続命令を発することも可能である。

海外立法情報課・内海 和美

・ https://content.legislation.vic.gov.au/sites/default/files/2021-06/21-024aa%20authorised_0.pdf

【シンガポール】民間警備業者法の改正

2021年10月29日、全7か条から成る民間警備業者（改正）法（Private Security Industry (Amendment) Act: No.29 of 2021）が制定された（同年11月10日公布、2022年5月1日施行）。民間警備業者法は、2007年に制定された法律で、民間警備業界の専門性の水準を向上させることを目的に、私立探偵、私立探偵事務所、警備員、警備会社、警備サービス業者に対する規制について定めている。

民間警備業者が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の安全管理措置（大衆が集う公共の場でのCOVID-19まん延防止に対応した警備、誘導等）の支援を行うようになったこと等で、一般市民と接する機会が増加し、それに伴い、警備員に対する暴言や身体的に危害を加える事例が増加している。これに対し、ハラスメント保護法、刑法等は存在しているものの、民間警備業者法に、職務を遂行する警備員に対する保護規定は、存在していなかった。このため、改正法によって保護規定が追加された。

主な改正点は、警備員を手厚く保護するための新たな罰則（3項目）が規定されたことである。①意図的な嫌がらせ、不安、苦痛を与えた者（初犯）は、5,000シンガポールドル（1シンガポールドルは、約98.2円。以下「ドル」）以下の罰金若しくは12か月以下の禁錮刑又はこれらの併科（ハラスメント保護法では、公務員に対して同様の犯罪を行った者は、5,000ドルの罰金若しくは12か月以下の禁錮刑又はこれらの併科）に処される。②暴行又は犯罪的な力の行使をした者（初犯）は、7,500ドル以下の罰金若しくは2年以下の禁錮刑又はこれらの併科（刑法では、1,500ドル以下の罰金若しくは3か月以下の禁錮刑又はこれらの併科）に処される。③故意に傷害を負わせた者（初犯）は、1万ドル以下の罰金若しくは5年以下の禁錮刑又はこれらの併科（刑法では、5,000ドル以下の罰金若しくは3年以下の禁錮刑又はこれらの併科）に処される。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/29-2021/Published/20211110?DocDate=20211110>